

令和7年5月30日

厚木市長 山口 貴裕 様

厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会
会長 玉 卷 弘 光
(公 印 省 略)

答 申 書

令和7年4月15日付けで諮問された厚木市歴史公文書等選別基準（案）の件について、次のとおり答申します。

1 厚木市歴史公文書等選別基準（案）について

厚木市公文書等の管理に関する条例施行規則別表第1との整合を図るとともに、市民に対して分かりやすい表記とするため、別紙「厚木市歴史公文書等選別基準（案）」のとおり修正を検討されたい。

2 公文書等の管理について

歴史公文書等選別基準（案）に基づく公文書等の管理の運用の際は、次の事項について留意されたい。

(1) 歴史公文書等選別基準の細分化について

職員間で判断に差が生じることのないようにするため、行政文書基本科目表に選別基準の適用を明記すること。

(2) 公文書等の管理に関するマニュアルの作成について

歴史公文書等の選別に際しては、行政文書の作成時又は取得時からの管理も重要であることから、職員が適切に管理することができるよう公文書等の管理に関するマニュアルを作成すること。

(3) 職員の研修等について

(2)とともに、歴史公文書等に該当するかどうかの一時的な判断をする職員一人一人の能力の向上を図るため、研修等を行うとともに、専門的な知識を有する職員の育成をすること。

(4) 組織体制について

特定歴史公文書等を後世に適切に残していくため、適正な公文書等の管理を継続的に行うことができるよう、文書管理を専門に行う専門部署を設けるなど、今後の組織体制について検討すること。

(5) 特定歴史公文書等の管理について

厚木市公文書等の管理に関する条例第14条に基づき、特定歴史公文書等を適切に管理するため、今後の保存方法等について検討すること。

3 審査会の処理経過

令和7年4月15日 諮問の受理

同年 4月24日 公文書等管理部会での審議

同年 5月16日 公文書等管理部会での審議

4 審査会委員名簿

厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会

会長 玉巻 弘光 (公文書等管理部会 部会長)

会長職務代理者 瀬戸 崇文

委員 石橋 優子

委員 高橋 融生

委員 大賀 妙子 (公文書等管理部会 部会員)

委員 霜島 正巳 (公文書等管理部会 部会長職務代理者)

委員 清原 悠

委員 足立 絵理

厚木市歴史公文書等選別基準（案）

1 歴史公文書等選別基準策定の趣旨

この基準は、厚木市公文書等の管理に関する条例（令和7年厚木市条例第4号。以下「公文書等管理条例」という。）第2条第3号の規定に基づき、将来にわたって市の諸活動及び歴史を跡付け、又は検証する上で重要な資料となる行政文書その他の文書を選別するため、歴史公文書等選別基準を定めるものとする。

2 基本的な考え方

歴史公文書等として選別すべき行政文書その他の文書は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されたもの
- (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されたもの
- (3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されたもの
- (4) 市の歴史、文化、芸術、事件等に関する重要な情報が記録されたもの

3 選別基準

基本的な考え方に基づき、歴史公文書等として選別する具体的な選別基準は次のとおりとする。

- (1) 市の総合計画及び基本方針に関するもの
- (2) 事業の計画及び実施に関するもの
- (3) 市議会に関するもの
- (4) 条例、規則、訓令等に関するもの
- (5) 許可、認可、承認等の行政処分に関するもの
- (6) 訴訟に関するもの
- (7) 審査請求に関するもの
- (8) 予算、決算及び出納に関するもの
- (9) 市有財産に関するもの
- (10) 公共施設の建築等の実施に関するもの
- (11) 市長、副市長、教育長の事務引継ぎに関するもの
- (12) 境界変更その他市の境界に関するもの
- (13) 叙位叙勲及び褒章に関するもの
- (14) 表彰に関するもの
- (15) 市の沿革に関するもの
- (16) 行事、儀式、事件及び災害に関するもの
- (17) 市民生活に影響する社会環境、自然環境等に関するもので重要なもの
- (18) 制度や組織の新設及び改廃に関するもの

- (19) 会議に関するもの
- (20) 請願、陳情、要望等に関するもの
- (21) 附属機関（審議会）等に関するもの
- (22) 審査基準、処分基準及び行政指導指針に関するもの
- (23) 補助金等に関するもの
- (24) 調査又は研究に関するもの
- (25) 史跡、文化財に関するもの
- (26) その他歴史的価値があると認めるもの